

# 意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : \_\_\_\_\_

ふり がな -----

氏 名 : \_\_\_\_\_

電 話 : \_\_\_\_\_

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第13条第1項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意 見

## 道路対策と再開発地区の再検討を

駅前街区と北街区の間の道路幅は広がり、バス路線のバス停が想定されています。従って、道路幅は実際には広がりません。その道路に取りつく周辺道路は現状のままです。現在でも渋滞が日常化している鷺沼駅周辺が区役所への来訪者、市民館利用者、図書館利用者が全員、交通機関(電車やバス)を利用してくるとは考えられません。まして区の南西部に位置している鷺沼へバスと電車を乗り継いでくる人より車で来る人が増加することは想像できます。現在の駅周辺の渋滞が周辺道路へ拡大することになります。また、左折イン・左折アウトにしたがえば、その道路に接続する住宅街の生活道路に進入する車が増えることも想定されます。人と車の接触事故の危険性も増します。

現在の区役所は山坂が多い、バス便が少ないとの理由をあげていましたが、逆にどこが、現区役所より利点があるのですか。狭い再開発区域の大部分をタワーマンションによる住宅が占めることにより、広場が縮小され利用者の動線が狭められ、利便性を阻害しています。

そこまでして行う無理な公共機能の移転(区役所・市民館・図書館)は、まったく理由がない事になります。公共機能の移転は中止すべきです。小規模の支所、市民館・図書館の分館をつくるべきです。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者(事業者)に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者(事業者)が作成します。  
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室  
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年9月26日(木)まで(当日消印有効)